

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月21日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律第18条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議することを目的に、市長の附属機関として秦野市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため改正するとともに、目次を付するものであります。

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年秦野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金（第3条－第6条）
- 第3章 災害障害見舞金（第7条－第9条）
- 第4章 災害援護資金（第10条－第12条）
- 第5章 災害弔慰金等支給審査委員会（第13条）
- 第6章 雑則（第14条）

附則

第13条を第14条とする。

第12条の次に次の1章及び章名を加える。

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

第13条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、秦野市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この条において「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、5名以内の委員により組織する。

3 審査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) その他社会福祉に関する専門的な知識経験を有する者

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営について必要な事項は規則で定める。

第6章 雑則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第79号を第80号とし、第78号の次に次の1号を加える。

(79) 秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員

第2条第1項本文中「前条第1号から第78号まで」を「前条第1号から第79号まで」に改め、同条第2項中「前条第79号」を「前条第80号」に改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員	日額 23,000円
---------------------	------------

別表第1備考に次のように加える。

- 4 この表秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員の項の規定にかかわらず、秦野市災害弔慰金等支給審査委員会が死亡又は障害と災害との因果関係の判断に係る審査以外の案件を調査審議する場合における同審査委員会の委員の報酬額は、日額7,800円とする。

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第78号まで」を「条例第1条第1号から第79号まで」に、「条例第1条第79号」を「条例第1条第80号」に改める。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) その他社会福祉に関する専門的な知識経験を有する者

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営について必要な事項は規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第14条 (略)

(委任)

第13条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。
第1条中第79号を第80号とし、第78号の次に次の1号を加える。

(79) 秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員

第2条第1項本文中「前条第1号から第78号まで」を「前条第1号から第79号まで」に改め、同条第2項中「前条第79号」を「前条第80号」に改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員	日額23,000円
---------------------	-----------

別表第1備考に次のように加える。

4 この表秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員の項の規定にかかわらず、秦野市災害弔慰金等支給審査委員会が死亡又は障害と災害との因果関係の判断に係る審査以外の案件を調査審議する場合における同審査委員会の委員の報酬額は、日額7,800円とする。

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第78号まで」を「条例第1条第1号から第79号まで」に、「条例第1条第79号」を「条例第1条第80号」に改める。

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて

1 災害弔慰金等支給審査委員会の設置

災害による死亡又は重度障害であるか否かの判定が困難な場合などに、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関「災害弔慰金等支給審査委員会」の設置について、条例に規定するものです。

2 委員の定数

委員 5 人以内をもって組織します。

3 委員の職種

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) その他社会福祉等に関する専門的な知識経験を有する者

4 委員の任期

2 年（ただし、再任を妨げない。）

5 規則への委任

組織及び運営に関し必要な事項は、秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則で定めます。

6 委員の報酬等

日額 23,000 円

※ 委員数及び構成職種は条例に定め、報酬は、秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、日額を定めます。

なお、死亡又は障害と災害との因果関係の判断に係る審査以外の案件を調査審議する場合における報酬は、日額 7,800 円とします。